

国民年金保険料の納付は 口座振替での前納・早割が便利でお得です！

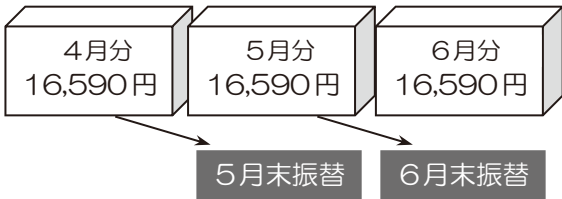
口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。
*保険料は毎年度変わります。記載の国民年金保険料は令和4年度のものです。

早割は月50円（年間600円）お得！

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。
また、現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

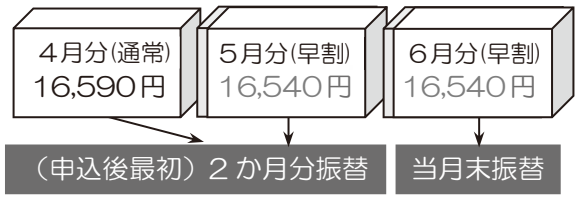
[例：5月分から早割適用の場合]

●通常の口座振替(翌月末振替)



●早割(当月末振替)

各月 50円割引

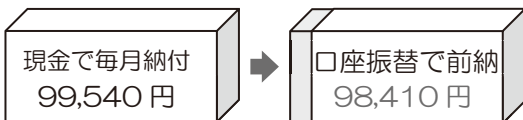


*早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2か月分となり、その後は当月分(50円割引)の1か月分となります。

6か月分、1年分、2年分をまとめて前納はさらにお得！

●6か月前納

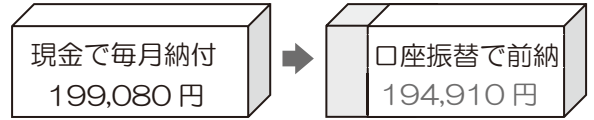
1,130円割引



- * 4月～9月分は4月末、10月～翌年3月分は10月末に一括口座振替します。
- * 3月分(または9月分)が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分(または9月分)と6か月前納分の7か月となります。

●1年前納

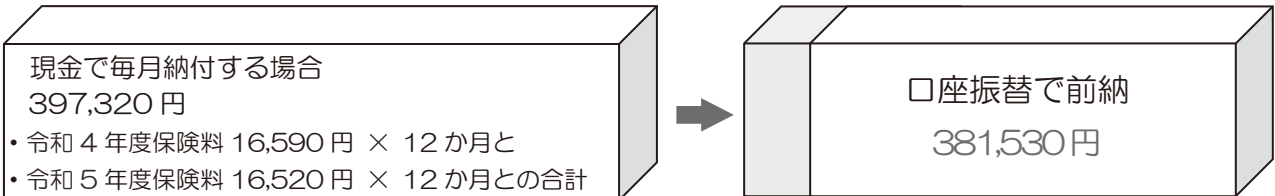
4,170円割引



- * 4月～翌年3月分を4月末に一括口座振替します。
- * 3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は3月分と1年前納分の13か月となります。

●2年前納

15,790円割引



- * 4月～翌々年3月分を4月末に一括口座振替します。
- * 3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分と2年前納分の25か月となります。

お申込み期限

前納種類	前納期間	申込期限	口座振替日
6か月	4月～9月	2月末	4月末
	10月～翌年3月	8月末	10月末
1年	4月～翌年3月	2月末	4月末
2年	4月～翌々年3月	2月末	4月末

口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

ご注意ください

- * 6か月前納・1年前納・2年前納は、現金納付もできますが、口座振替のほうが割引額も多くなります。
- * 前納による納付済期間中に、会社等へ勤務し、厚生年金保険に加入された場合は、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。
- * 年度の途中で60歳になるかたの前納期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までです。
(例：8月1日に60歳の誕生日を迎える場合は、6月分まで)
- * 申込みの際は、申込期限にご注意ください。

●詳細／砂川年金事務所 ☎0125-52-2144、市民年金係 ☎27-7357